

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

秋保建設株式会社

山形県最上郡戸沢村大字古口332

2. 指名停止措置期間

平成24年9月28日から平成24年11月27日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

秋保建設株式会社は、東北森林管理局山形森林管理署最上支署長と締結した「萱落沢林道（林道専用道）新設工事において、平成24年7月10日不整地運搬車による堀削土運搬作業中、道路から10m下方の沢へ重機ごと転落し重大災害を発生させた。

当該事故により、新庄労働基準監督署から、労働災害の再発防止として改善措置をとるよう指導票が発出されている。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準の7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件

（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070